

「家電リサイクル法」って なに？

平成13年4月に「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が施行されました。これは、小売業者、製造業者等による使用済み家電製品の収集、再商品化等に関し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、製造業者等（家電メーカー）にリサイクルを義務づけることにより、廃棄物の減量と資源の有効な利用が図られています。

対象となる家電製品

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
(市では取り扱っておりません。)



○消費者の役割

使い終わった対象家電製品を小売業者（家電小売店）などに引渡し、再商品化等と収集・運搬に関する料金を支払います。

消費者が支払う料金 = 再商品化等料金(リサイクル料金) + 収集・運搬料金

<参考> 再商品化等料金（リサイクル料金・税込） 令和7年10月1日現在

製品名	金額		
エアコン	990円～2,000円		
ブラウン管テレビ	画面サイズ	小（15型以下）	1,320円～3,100円
		大（16型以上）	2,420円～3,700円
液晶・プラズマテレビ (有機ELテレビ含む)	画面サイズ	小（15型以下）	1,870円～3,100円
		大（16型以上）	2,970円～3,700円
冷蔵庫・冷凍庫	内容量	小（170L以下）	3,740円～5,200円
		大（171L以上）	4,730円～5,600円
洗濯機・衣類乾燥機	2,530円～3,300円		

・メーカー・サイズによって金額が異なります。

○家電リサイクル法対象機器の処分方法

処分方法①買った店、買い替える店に引き取りを依頼する

リサイクル料金などの処分費用は購入店舗にお問い合わせください。

処分方法②収集運搬業者へ依頼する

業者名	所在地	電話番号
(株)飯能清掃センター	飯能市南町13-1	042-973-3738
(株)奈良商事	飯能市大字落合275-5	042-974-8808

- ・費用については、上記事業所に直接ご確認ください。
- ・家電リサイクル料金の納入手続きも依頼できます。

処分方法③自分で指定引取場所へ持つて行く

事前に郵便局で家電リサイクル券を購入して、下記指定引取場所へ搬入してください。なお、リサイクル料金については、家電リサイクル券センター (TEL0120-19640)へお問い合わせください。

指定引取場所	所在地	電話番号
(株)葵環境開発 入間エコストック	入間市仏子763-1	04-2932-9980
久留米運送(株)入間店	入間市二本木1278-7	04-2935-2157
(株)ナガオ リサイクルセンター	所沢市新郷200-1	04-2946-5716
東上通運(株) 川越リサイクルセンター	川越市松郷886-9	049-272-7750
日本通運(株)川越事業所	川越市南大塚6-37-3	049-249-0201

郵便局でのリサイクル料金支払い方法

- ①リサイクル料金の確認等に必要となりますので、事前に次の情報を確認してください。
 - ・製造メーカー
 - ・テレビの場合は画面のサイズ (メーカーによってはサイズで料金が異なります)
 - ・冷蔵庫・冷凍庫の場合はリットル数 (メーカーによってはリットル数で料金が異なります)
- ②郵便局窓口で家電リサイクル券を入手し、所定事項を記入してください。
- ③上記①の情報を基に、備付の料金表でリサイクル料金を確認し、家電リサイクル券に付いている振替払込書を用いてATMまたは窓口で、リサイクル料金を振り込んでください。 (振込手数料が必要です。必ず、振替振込受付説明書に郵便局の日付印をもらってください。)

家電リサイクル料金等のお問い合わせ

(一財) 家電製品協会 家電リサイクル券センター TEL0120-319640

<https://www.rkc.aeha.or.jp/>